

「障害者の雇用の促進等に関する法律」第7条の3第6項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

※特例認定を受けているため、町長部局と教育委員会を合算して算定しています。

■与謝野町障害者活躍推進計画の実施状況（令和8年度）

1. 採用に関する目標

（目標）当該6月1日時点の法定雇用率（2.8%）以上

（実績）令和8年6月1日時点で実雇用率2.89%となり、法定雇用率を達成しました。

2. 定着に関する目標（全部局共通）

（目標）障害のある職員の職場定着を図り、不本意な離職者を極力生じさせない

（実績）令和7年度採用者の定着率は、6か月定着率100%、1年定着率100%でした。

■障害者である職員の任免状況（令和 8 年 6 月 1 日時点）

障害者の雇用の促進等に関する法律第 40 条第 2 項の規定に基づき、障害者である職員の任免状況について公表します。ただし、障害者の種類・程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であることや障害の程度等が推認される恐れがあるため、非公表とします。

【町長部局及び教育委員会における障害者任免状況】（※ 1）

算定の基礎となる職員数（※ 2）	4 1 8 人
障害者である職員数（※ 3）	1 1 . 5 人
実雇用率	2 . 9 %
法定雇用率	2 . 8 %
不足数	0 人

※ 1：与謝野町及び与謝野町教育委員会は、地方公共団体の特例認定を受けているため、合算しています。

※ 2：「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数および除外率相当職員数を除いた職員数です

※ 3：「障害者である職員数」とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者である職員数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体・重度知的障害者については、1 人を 2 人に相当するものとしてカウントします。また、重度身体・重度知的障害者である短時間勤務職員ならびに精神障害者である短時間勤務職員については、1 人を 1 カウントしています。さらに、重度以外の身体・知的障害者ならびに重度身体・重度知的障害者および精神障害者である特定短時間勤務職員については、1 人を 0.5 人に相当するものとしてカウントしています。（短時間勤務職員とは 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の職員をいい、特定短時間勤務職員とは、短時間勤務職員のうち、1 週間の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の職員をいいます。）